

別紙

諮問第1007号

答 申

## 1 審査会の結論

「警視正以上の警視庁職員（部長、参事官を除く）の宣誓書」ほか2件を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成27年10月9日現在の警視正以上の警視庁職員の宣誓書」、「平成27年11月5日現在の警視庁情報公開センターの職員の公務員の宣誓書、平成27年11月5日現在の警視庁の電話交換業務の職員の、公務員の宣誓書」、「平成27年11月9日現在の警視庁総務部広報課広聴第一係、同課広聴第二係の職員の宣誓書」の各開示請求に対し、警視総監が平成27年12月22日付けで行った各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張

警察職員となった者は、「私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず何のものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ中立公正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。」と宣誓したはずであるが、警視庁の公権力の濫用は憲法違反であり政治活動の妨害である。また、非公開にされた警察幹部職員のほとんどが宣誓をせず、又は宣誓文章

を忘れたため部下の懲戒、監督措置を受けたものが多大である事実は国際的に恥である。基本的人権、平等権等、憲法の再教育をされたい。

非公開の警視正以上は、宣誓して警察職務を行っていない疑惑があるので警察関係法令、公務員法違反であるので特別監査を行うべきである。

明らかに警視正以上は宣誓した事実を忘れている。全国的に警察官の犯罪が多発しているので、せめて宣誓した文章を斉唱すべきである。

#### イ 意見書における主張

非開示決定等は、地方自治法違反、憲法違反である。

非開示決定等を公然とした警視総監、知事の憲法違反であり、都民、国民の知る権利が大幅に阻害される。

憲法の知る権利と行政刷新のため責任者を処分し、配置換えの上、早急に是正されたい。

責任者は必ず公権力を濫用して、犯罪を重ねるものである。

公務員の宣誓書は個人情報とは明らかにあり得ない。この不当な非開示が日常化すると、公務員の名前が明記されていないために、処分についての問合せ、要望、質問等を見做して、被害を拡大させ、公務員の職権濫用が蔓延する。また、公文書情報公開の意義が抹殺される。

### 3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張は、以下のとおりである。

#### (1) 「平成27年10月9日現在の警視正以上の警視庁職員の宣誓書」の開示請求に対して行った非開示決定について

##### ア 対象公文書

警視正以上の職員（部長、参事官を除く。）の宣誓書

##### イ 非開示理由

宣誓書に記載された宣誓の「年月日」並びに宣誓を行った者の「氏名」及び「印

影」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当する。

地方公務員たる職員は、サービスの宣誓をしなければならないこととされているが、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年東京都条例第15号。以下「サービス宣誓条例」という。）上宣誓の義務があることをもって、サービスの宣誓という本人の意思を表明した自署による文書そのものが法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは言えず、その性質上、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも言うことはできない。また、開示請求時点においてその氏名が慣行として公にされていると認められる管理職職員といえども、サービスの宣誓をした年月日及び宣誓当時の氏名といった警視庁警察職員に採用された時点における個人に関する情報までもが慣行として公にされているものとは認められないので、条例7条2号ただし書イには該当しない。

さらに、宣誓書の内容は、サービス宣誓条例により定められており、職務の遂行に係る情報を含むものではなく、また、同条例2条において、「新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」と規定されているとおり、職員のサービスの宣誓については、職員の職務の遂行に係る情報とは言えないので、条例7条2号ただし書ハに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

(2) 「平成27年11月5日現在の警視庁情報公開センターの職員の公務員の宣誓書、平成27年11月5日現在の警視庁の電話交換業務の職員の、公務員の宣誓書」の開示請求に対して行った非開示決定について

ア 対象公文書

警視庁情報公開センター所長の宣誓書、警視庁情報公開センター職員（所長を除く。）の宣誓書及び警視庁庁舎管理室電話交換係の職員の宣誓書

イ 非開示理由

(ア) 「警視庁情報公開センター所長の宣誓書」

前記3（1）イのとおり。

（イ）「警視庁情報公開センター職員（所長を除く。）の宣誓書」及び「警視庁庁舎管理室電話交換係の職員の宣誓書」

宣誓書に記載された宣誓の「年月日」並びに宣誓を行った者の「氏名」及び「印影」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当する。

宣誓書そのものが法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えない。また、当該対象公文書に係る職員は、いずれも非管理職職員であり、氏名が慣行として公にされておらず、サービスの宣誓をした年月日及び宣誓当時の氏名もまた慣行として公にされていないので、条例7条2号ただし書イに該当せず、ただし書ロ及びハの非該当性については、前記3（1）のとおりである。

加えて「氏名」及び「印影」については、条例7条4号に該当し、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

（3）「平成27年11月9日現在の警視庁総務部広報課広聴第一係、同課広聴第二係の職員の宣誓書」の開示請求に対して行った非開示決定について

ア 対象公文書

総務部広報課広聴第一係及び同課広聴第二係の職員の宣誓書

イ 非開示理由

前記3（2）イ（イ）のとおり。

なお、宣誓書のうち「年月日」、「氏名」及び「印影」を除いた宣誓文については、服務宣誓条例により様式として定められており、閲覧が可能であるので、宣誓文のみを開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないため、

条例8条1項の一部開示をすべき場合に該当しないものとして、いずれの処分においても全部非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 5月27日	諮問
平成28年 7月29日	新規概要説明（第144回第三部会）
平成30年 1月26日	審議（第159回第三部会）
平成30年 2月26日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 2月27日	実施機関から説明聴取（第160回第三部会）
平成30年 3月22日	審査請求人から意見書收受
平成30年 4月27日	審議（第161回第三部会）
平成30年 5月21日	審議（第162回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 警察職員のサービスの宣誓について

警察職員のサービスの宣誓は、サービス宣誓条例2条により、新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、所定の様式による宣誓書に署名してからで

なければ、その職務を行ってはならない旨規定されている。そして、警察職員の宣誓書の様式は、服務宣誓条例の別記様式四において「宣誓書」、「私は、日本国憲法、法令、条例その他の諸法規を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従って、公正に警察職務の遂行に当たることを厳粛に誓います。」、「年月日」、「氏名」及び「印」（以下「様式部分」という。）と規定されている。

#### イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成27年10月9日現在の警視正以上の警視庁職員の宣誓書」（以下「本件開示請求1」という。）、「平成27年11月5日現在の警視庁情報公開センターの職員の公務員の宣誓書、平成27年11月5日現在の警視庁の電話交換業務の職員の、公務員の宣誓書」（以下「本件開示請求2」という。）、「平成27年11月9日現在の警視庁総務部広報課広聴第一係、同課広聴第二係の職員の宣誓書」（以下「本件開示請求3」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1に対して、警視正以上の職員（部長、参事官を除く。）の宣誓書（以下「本件対象公文書1」という。）を、本件開示請求2に対して、警視庁情報公開センター所長の宣誓書（以下「本件対象公文書2」という。）、警視庁情報公開センター職員（所長を除く。）の宣誓書（以下「本件対象公文書3」という。）及び警視庁庁舎管理室電話交換係の職員の宣誓書（以下「本件対象公文書4」という。）を、本件開示請求3に対して、総務部広報課広聴第一係及び同課広聴第二係の職員の宣誓書（以下「本件対象公文書5」という。）を特定した。そして、実施機関は、本件対象公文書1から5までに記載された宣誓の年月日、宣誓を行った者の氏名及び印影は条例7条2号に該当し、そのうち本件対象公文書3から5までの宣誓を行った者の氏名及び印影は同条4号にも該当し、さらに、宣誓書の様式部分については、開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないとして、本件対象公文書1から5までを非開示とする決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並び

に事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例8条1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例8条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

## エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

### (ア) 条例7条2号該当性について

審査会において本件対象公文書1から5までを見分したところ、様式部分が印刷されたものに、宣誓の年月日が自書され、宣誓を行った者の署名及び印影が認

められ、全体として宣誓を行った職員個人に関する情報であり、条例7条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

本件対象公文書1及び2に係る管理職職員については、本件各非開示決定を行った時点において、氏名が慣行として公にされているものの、宣誓を行った当時はその立場がなく、当時の氏名が慣行として公にされているとは認められない。また、本件対象公文書3から5に係る管理職ではない職員については、宣誓を行った当時から本件各非開示決定を行った時点までにおいて、氏名が慣行として公にされているとは認められない。加えて、宣誓の年月日は、警察職員として採用された日を示すものであり、本件対象公文書1から5に係る警察職員の採用年月日は、慣行として公にされていない。

したがって本件対象公文書1から5までに記載された宣誓の年月日、宣誓を行った者の氏名及び印影は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、警察職員のサービスの宣誓は、当該職員の職務の遂行に該当するものとは認められないため、同号ただし書ハに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

#### (イ) 一部開示の可否について

上記非開示情報を除く様式部分の一部開示の可否について検討する。

実施機関は、「宣誓書のうち「年月日」、「氏名」及び「印影」を除いた宣誓文については、服務宣誓条例により様式として定められており、閲覧が可能であるので、宣誓文のみを開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないため、条例8条1項の一部開示をすべき場合に該当しないものとして、いずれの処分においても全部非開示とした。」旨主張している。

一方、審査請求人は、開示請求書の公文書の開示を必要とする理由欄に、「調査・研究」、「争訟」、「目的は警察幹部による憲法違反の政治活動の妨害是正等」及び「職権濫用等の刑事告訴告発のため」などと記載し、さらに、審査請求書において、「警察職員となった者は、宣誓したはずである。非公開にされた警察幹部職員のほとんどが宣誓をせずにまたは宣誓文章を忘れたため部下の懲戒、監督措置を



受けたものが多大である。宣誓して警察職務を行っていない疑惑があるので特別監査を行うべきである。」旨主張しており、本件開示請求の趣旨としては、警察職員のサービスの宣誓が適正に行われているかを確認することであると認められる。

そこで、審査会が、本件対象公文書1から5までを見分したところ、その記載内容は、いずれも所定の様式に従ったものであることを確認した。その結果、本件対象公文書1から5までについて、非開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報は、公表されている様式部分のみとなるため、本件開示請求の趣旨に照らせば、様式部分のみを開示することは開示請求の趣旨に沿わないものであると認められる。

したがって、条例8条1項に規定する一部開示を行うことを要しないものと解される。

以上のことから、本件対象公文書1から5までは条例7条2号に該当し、本件対象公文書3から5までの氏名及び印影の同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋